

改正

平成元年4月1日規則第17号

平成6年12月30日規則第59号

平成8年4月1日規則第13号

平成8年11月29日規則第45号

平成13年2月19日規則第2号

平成14年12月30日規則第66号

平成17年3月11日規則第1号

平成17年4月1日規則第38号

平成20年4月1日規則第25号

平成25年7月12日規則第28号

令和4年8月31日規則第32号

千歳市駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千歳市駐車場条例（昭和60年千歳市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自動車の規模)

第2条 条例第3条第3項の規定による駐車場に駐車できる自動車の規模（積載物及び取付物を含む。）は、全長5メートル以下、全幅2メートル以下かつ全高2.1メートル以下とする。

(整理券及び料金の納付等)

第3条 駐車場を利用しようとする者は、係員の指示する駐車位置に駐車しなければならない。ただし、係員の指示がない場合は、安全を確認の上、空いている駐車位置に駐車することができる。

2 駐車場の利用を終了した者は、出庫の時に自動料金精算機により料金を納付しなければならない。

3 前項の規定による料金の納付は、入庫時に発行される駐車整理券（第1号様式。以下「整理券」という。）を自動料金精算機に挿入し、現金又は条例第4条第2項の回数券により精算するものとする。ただし、同条第3項の定期券を利用する場合にあつては、当該定期券を自動料金精算機に挿入するものとする。

- 4 駐車時間は、入庫時に整理券に打刻された時刻から出庫時に同券に打刻された時刻までとする。
- 5 駐車場の利用者は、整理券を亡失し、又は破損したときは、速やかに市長にその旨を申し出て、自動車を駐車している者であることを明らかにしなければならない。
- 6 前項の場合における駐車時間は、第4項の規定にかかわらず、市長が定めるところによる。

(回数券)

第4条 条例第4条第2項の規定により発行する回数券の種類及び料金は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 50円券(第2号様式) 11枚つづり 500円
- (2) 100円券(第3号様式) 11枚つづり 1,000円

(定期券)

第5条 条例第4条第3項の規定により発行する定期券の種類及び1箇月の料金は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全日定期券(第4号様式) 午前0時から午後12時まで 9,000円
- (2) 昼定期券(第5号様式) 午前7時から午後10時まで 7,000円
- (3) 夜定期券(第6号様式) 午後5時から翌日午前9時まで 5,000円
- (4) 平日昼定期券(第7号様式) 午前7時から午後10時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。) 5,000円

- 2 定期券の通用期間は、1年を超えない範囲で1箇月単位とする。
- 3 定期券により駐車できる自動車は、当該定期券に記載された自動車に限るものとする。
- 4 市長は、定期券により駐車できる時間内であつても駐車場が満車のとき、又は駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあるときは、当該自動車を駐車させないことができる。
- 5 市長は、定期券を不正に使用した者に対しては、その使用を停止することができる。

(定期券の購入及び書換等)

第6条 定期券を購入しようとする者は、定期駐車券購入申込書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、継続して定期券を購入しようとする場合においては、特別な理由がある場合を除き、使用済の定期券の提出をもつて定期駐車券購入申込書の提出に代えることができる。

- 2 市長は、前項の申込みがあつた場合は、駐車場の利用状況等を勘案し、適当と認めるときは、定期券を申込者に交付するものとする。
- 3 定期券の記載事項に変更が生じたとき、又は定期券を破損し、若しくは汚損したことにより記

載事項が不明となつたときはその書換えを受けなければならない。

4 定期券の再発行はしない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(回数券及び定期券の発行場所)

第7条 回数券及び定期券の発行場所は、駐車場管理事務所とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に設けることができる。

(料金の減免)

第8条 条例第6条の規定による料金の減免額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第6条第1号に定める自動車 全額免除
- (2) 条例第6条第2号に定める自動車 全額免除
- (3) 条例第6条第3号に定める自動車 5割減額
- (4) 条例第6条第4号に定める自動車 市長がその都度定める額

(料金の還付)

第9条 条例第7条第1項ただし書の特別な理由は、条例第12条の規定により駐車場の全部の供用を休止したときとする。

2 前項の理由による料金の還付は、回数券にあつてはそのつづりを使用していないものに限り全額とし、定期券にあつては、その料金を通用期間中1箇月を30日として計算した日数で除した額(1円未満の端数は、切り捨てる。)に使用できなくなつた日数を乗じて得た金額とする。

(利用の取消し)

第10条 市長は、駐車場の利用者が条例第9条各号の一に該当すると認めるときは、駐車場の利用を取り消すことができる。

(駐車場内の通行)

第11条 駐車場内における自動車の通行については、法令に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 速度は、毎時8キロメートルを超えないこと。
- (2) 追越しをしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる自動車の通行を優先させること。
- (4) 標識及び信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第12条 駐車場の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用をしないこと。

- (2) 駐車場内の施設、器物、他の自動車又はその取付物に損傷を与えないこと。
- (3) 事故が発生したときは、直ちに係員に届け出ること。
- (4) 駐車中は、エンジンを停止させておくこと。
- (5) 駐車場内において宿泊しないこと。
- (6) 業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(指定管理者による管理)

第13条 条例第13条第1項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合にあつては、第3条、第5条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 条例第16条第1項の規定により指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させる場合の同条第5項に規定する減免の基準については、第8条各号の規定を準用する。この場合において、同条第4号中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 条例第16条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合の同条第6項の規定による還付については、第9条の規定を準用する。

附 則

この規則は、昭和61年2月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年12月30日規則第59号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第13号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行した定期券のうち、施行日以後の通用期間（夜定期券にあつては、施行日の午後5時以後の通用期間。以下同じ。）を有するものに係る施行日以後の料金については、この規則による改正後の千歳市駐車場条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第6条第1項の規定を適用する。この場合において、この規則による改正前の千歳市駐車場条例施行規則の規定により納付された施行日以後の通用期間に係る料金と改正後の規則を適用した場合の施行日以後の通用期間に係る料金との差額は、還付するものとし、その計算方法は、改正後の規則第11条第2項の規定を適用する。

附 則（平成8年11月29日規則第45号）

この規則は、平成8年12月1日から施行する。

附 則（平成13年2月19日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年2月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市駐車場条例施行規則の規定により作成されている回数券は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成14年12月30日規則第66号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市規則の各規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成17年3月11日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市駐車場条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成20年4月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月12日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

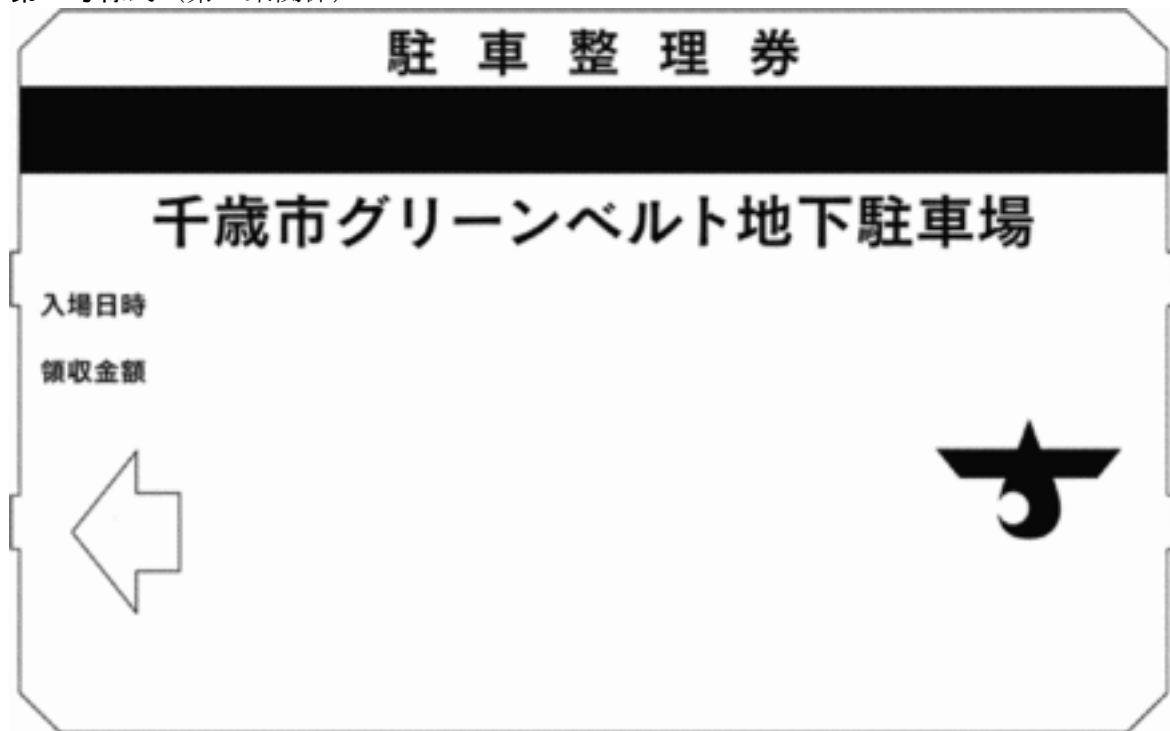
（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市駐車場条例施行規則の規定により作成されている回数券は、当分の間、使用することができる。

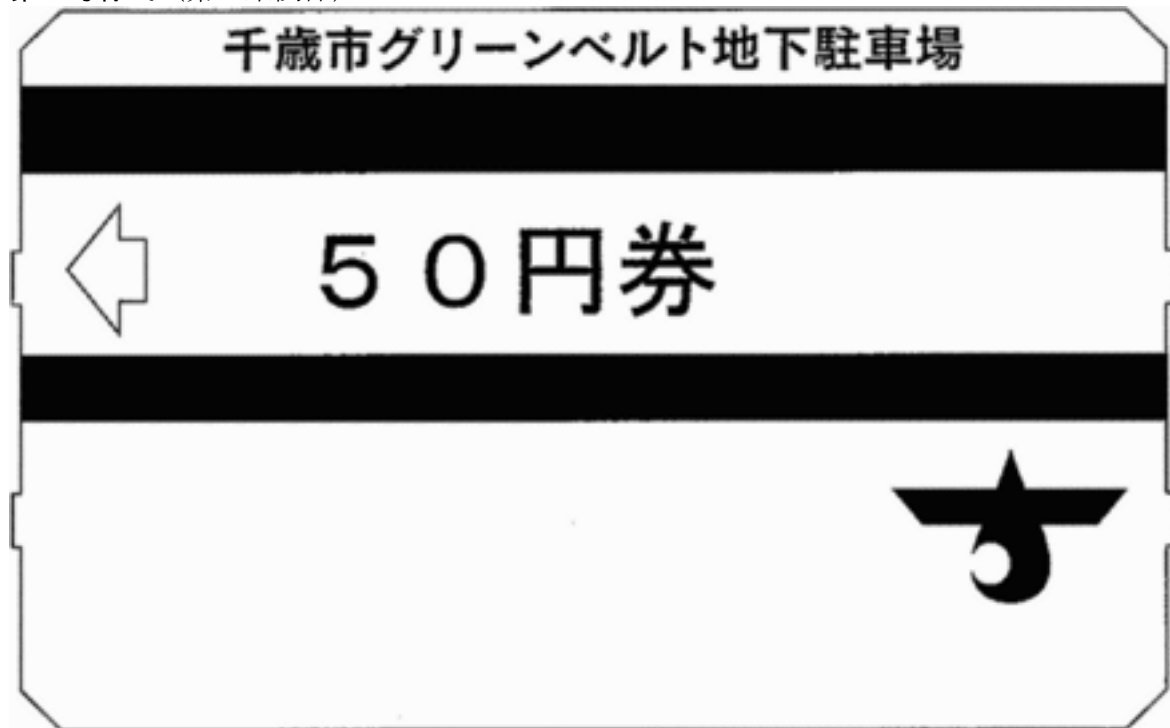
附 則（令和4年8月31日規則第32号）

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

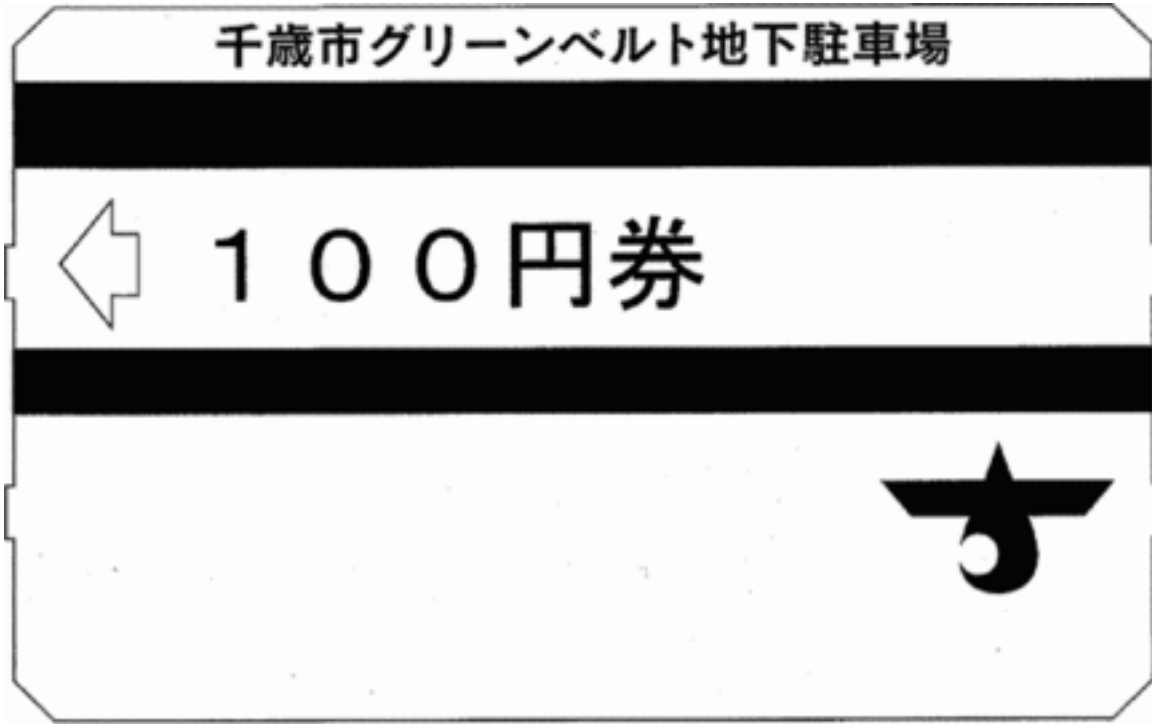
第1号様式（第3条関係）



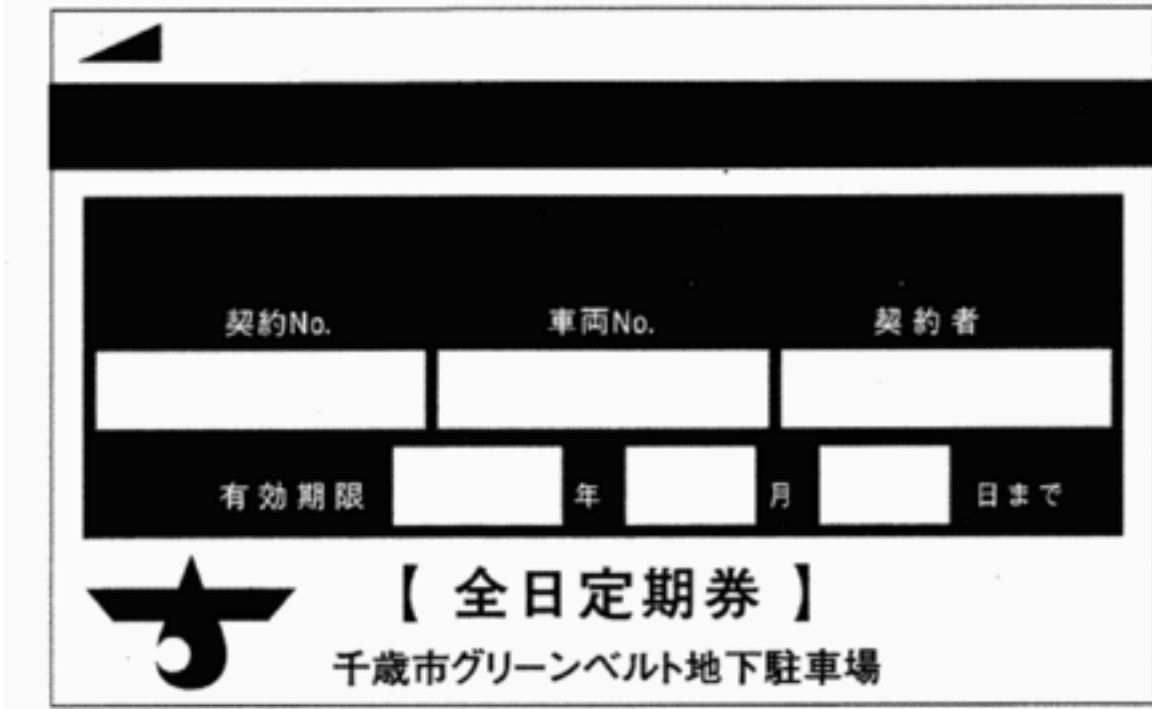
第2号様式（第4条関係）




第3号様式 (第4条関係)




第4号様式 (第5条関係)




第5号様式 (第5条関係)

契約No.			車両No.			契約者		
[]			[]			[]		
有効期限	[]	年	[]	月	[]	日	まで	
			【 昼 定 期 券 】					
千歳市グリーンベルト地下駐車場								

第6号様式 (第5条関係)

契約No.			車両No.			契約者		
[]			[]			[]		
有効期限	[]	年	[]	月	[]	日	まで	
			【 夜 定 期 券 】					
千歳市グリーンベルト地下駐車場								

第7号様式（第5条関係）

▲			
契約No.	車両No.	契約者	
有効期限		年	
		月	
			日まで
	【 平日昼定期券 】		
千歳市グリーンベルト地下駐車場			

第8号様式（第6条関係）

No. _____

定期駐車券購入申込書

車名	
車両番号	
住所 (電話番号)	() 番
所有者又は使用者の氏名	
料金	

年 月 日

申込人氏名

千歳市長 様